

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月25日
【会社名】	西尾レントオール株式会社
【英訳名】	NISHIO RENT ALL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西尾 公志
【本店の所在の場所】	大阪府中央区東心斎橋1丁目11番17号
【電話番号】	(06)6251-7302(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役本社管理部門管掌 新田 一三
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区東心斎橋1丁目11番17号
【電話番号】	(06)6251-7302(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役本社管理部門管掌 新田 一三
【縦覧に供する場所】	西尾レントオール株式会社 東京支店 (東京都千代田区東神田3丁目1番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年12月19日開催の当社第56回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年12月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金50円（普通配当40円、特別配当10円）
2. その他の剰余金処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目及びその金額
別途積立金 7,700,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目及びその金額
繰越利益剰余金 7,700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設、及びこれに伴う条数の繰り下げを行う。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、西尾公志、外村圭弘、新田一三、芝本和宜、辻村敏夫、濱田雅義、橋本宏治、北山孝の8氏を再選し、新たに鎌田浩昭、島中哲美の両氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、阪口祐康氏を選任する。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬限度額改定の件

取締役の報酬限度額を年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内に改定する。
なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まないものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	217,700	1,047	293	(注)1	可決(96.62%)
第2号議案	218,611	136	293	(注)2	可決(97.02%)
第3号議案				(注)3	
西尾 公志	207,142	11,605	293		可決(91.93%)
外村 圭弘	217,092	1,650	298		可決(96.35%)
新田 一三	217,092	1,650	298		可決(96.35%)
芝本 和宜	217,092	1,650	298		可決(96.35%)
辻村 敏夫	217,092	1,650	298		可決(96.35%)
濱田 雅義	217,092	1,650	298		可決(96.35%)
橋本 宏治	217,089	1,653	298		可決(96.35%)
北山 孝	217,092	1,650	298		可決(96.35%)
鎌田 浩昭	217,092	1,650	298		可決(96.35%)
島中 哲美	207,253	11,494	293		可決(91.98%)
第4号議案				(注)3	
阪口 祐康	218,731	16	293		可決(97.07%)
第5号議案	216,854	1,893	293	(注)1	可決(96.24%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上